

東地申  
第17号  
~その8~

## 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する団体交渉を行う!

### 第3項です!

3. 安全衛生委員会および、安全管理体制の開催状況を明らかにするとともに、充実した議論をおこなうこと。また、産業医の出席率を明らかにし安全衛生委員会で適正な労働時間管理について審議を行ない、36協定違反が発生した職場については、直ちに安全衛生委員会を開催し、問題点およびその解決策等の検討を労使で行うこと。

#### 【会社回答】

安全衛生委員会については適切に開催しており、法令に則り、調査審議を行っている。なお、平成29年度上期の産業医の出席率については、支社平均で81%である。

安全衛生委員会においては、長時間にわたる労働の社員の健康障害の防止について審議することとしている。また、安全衛生委員会は毎月開催するものであり、必ずしも事象発生の都度開催することは考えていない。

### 主な議論内容

【組合】産業医の出席率は支社全体で81%であるが、地区ごとの出席率を昨年度と今年度上半期を明らかにすること。また、安全衛生管理体制の開催状況を明らかにすること。

平成28年度安全衛生委員会産業医出席状況

地区	出席率	地区	出席率
松戸	61.1%	東京	88.2%
上野	73.6%	品川	82.4%
池袋	72.2%	東京支社	75.0%
新宿	58.3%		

【会社】地区ごとの産業医の出席率は、別表のとおりである。安全衛生委員会は法令に則り、48の事業所で毎月1回開催されている。安全衛生管理体制は、2~3カ月に1度のペースで54の事業所において、適切に開催されている。

平成29年度(上期)安全衛生委員会産業医出席状況

地区	出席率	地区	出席率
松戸	80.6%	東京	88.9%
上野	79.2%	品川	79.6%
池袋	72.2%	東京支社	66.7%
新宿	83.3%		

【組合】産業医の出席率が上がっている根拠は何か。

【会社】各箇所において年度スケジュールを出して、産業医とあらかじめ調整している。

【組合】新宿地区の昨年度の参加率の低さは何か。

【会社】各箇所と産業医のスケジュールが合わなかったためである。

【組合】安全衛生委員が欠席でも安全衛生委員会が開催できるのか。安全衛生委員会の重要性を各主幹で理解し、出席可能に向けて最大限配慮をするべきである。

【会社】東京支社では、第1木曜日を安全衛生委員会の日と決めているが、急用な会議のため委員が欠席となった。今後は、安全衛生委員会の重要性を徹底していく。

**安全衛生委員会の重要性を再確認!  
私たちからも安全衛生委員としての役割を  
再認識していきます!**

【組合】安全衛生委員会へ産業医の出席は100%の参加が基本と考えるが、産業医が出席出来なかった場合、調査・審議事項を充実化させるために事前に助言などを受けるなど対策を立てるべきである。

【会社】東京支社の事例だが、産業医が出席できない場合は、事前に調査・審議事項を伝えておき産業医からもアドバイスをもらうようにしている。他地区でも同様の指導を行っている。産業医の100%出席は義務ではないが、100%参加に近づけていく。

### ここまでの確認事項

- ・各現場との調整で、産業医の出席率が上がっている。
- ・安全衛生委員会の重要性を労使で再認識し、欠席がないように最大限配慮していく。
- ・安全衛生委員会へ産業医の参加100%に向けて今後も努力をしていく。